

清川村業務委託の入札に係る最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清川村の発注する業務委託について、過度な低入札価格による業務の質の低下を防止することを目的として導入する最低制限価格方式について、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 最低制限価格の設定対象とする契約案件は、設計金額が50万円を超える金額の競争入札により執行する業務委託の入札とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出基礎とした設計書に基づき、別表1の業務名欄に掲げる区分に応じ、同表設定割合欄に掲げる割合を乗じた額の1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

(公表)

第4条 最低制限価格方式を適用しようとするときは、一般競争入札については、その入札の公告においてその旨を公表し、指名競争入札については、その旨を指名通知書に記載しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

業務名	設定割合
土木設計	100 分の 80
建築設計	100 分の 80
測量調査	100 分の 80
地質調査	100 分の 85
その他	100 分の 80